

鹿 児 島 県 公 報

平成24年6月5日（火）第2809号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定管理者の変更事項の届出（自然保護課取扱い） 1
 ○堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結（河川課取扱い） 1
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）
 （大隅地域振興局取扱い） 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第702号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第74号）第5条第2項の規定により、鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 公益財団法人屋久島環境文化財団
 熊毛郡屋久島町宮之浦823番地1
 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称	財団法人屋久島環境文化財団	公益財団法人屋久島環境文化財団	平成24年4月1日

鹿児島県告示第703号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 万之瀬川水系 万之瀬川	左岸堤防	南さつま市大字加世田村原字西倉町58番2地先から同大字三丁目20番6地先まで
		南さつま市大字加世田村原字床波2778番8地先から同大字西倉町58番2地先まで

二級河川 万之瀬川水系 加世田川	左岸堤防	南さつま市大字加世田村原四丁目23番20地先から同大字 字床波2778番8地先まで
------------------------	------	--

- 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名
種 類 南さつま市道
路線名 村原51号線及びねんりんピクロード村原線
- 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 南さつま市
住 所 南さつま市加世田川畑2648番地
代表者 南さつま市長 本坊輝雄
- 4 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面^{のり}で、当該路肩から法長^{のり}1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
平成24年5月24日から道路の存続する日まで

大隅地域振興局告示第16号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月5日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活訓練事業所 もっこく	志布志市志布志 町安楽3012番地 3	医療法人左右会	志布志市志布志 町志布志一丁目 11番12号	橋口 渡	平成24年 4月1日	自立訓練 （生活訓練）・宿 泊型自立 訓練

大隅地域振興局告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月5日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動 法人一歩会eす ペーす	鹿屋市新川町 671番地2	特定非営利活動 法人一歩会eす ペーす	鹿屋市新川町 671番地2	新小田幸代	平成24年 4月1日	就労継続 支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年6月5日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRベルサイユのばら 薔薇の運命 HRX	株式会社エース電研	2P0157
ぱちんこ遊技機	CRベルサイユのばら 薔薇の運命 PRX	株式会社エース電研	2P0355
ぱちんこ遊技機	CR人生ゲームYLA	株式会社三洋物産	2P0364
ぱちんこ遊技機	CR人生ゲームMLA	株式会社三洋物産	2P0390
ぱちんこ遊技機	CRAトキオ・デラックスDS	株式会社アムテックス	2P0401
ぱちんこ遊技機	CRシティーハンターH8AZ	株式会社平和	2P0405
ぱちんこ遊技機	CR SAMURAI 7 FB	株式会社ソフィア	2P0406
回胴式遊技機	パチスロ海物語ミラクルマリンKD	株式会社三洋物産	2S0268
回胴式遊技機	テックウノシンフォニアヒカリヲモトメテR	株式会社コルモ	2S0338